

○総務省令第八十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十四第三項第十九号イ及びロ並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十六条の三十四第一項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の五の二（見出しを含む。）中「第五十六条の三十五第一項」を「第五十六条の三十四第一項」に改める。

第二十四条の五の三（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十九号の二イ」を「第七百一条の三十四第三項第十九号イ」に改める。

第二十四条の五の四（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十九号の二ロ」を「第七百一条

の三十四第三項第十九号ロ」に改める。

附 則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。